

○宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則

昭和37年 5月30日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の実施のため、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(証明書等の様式)

第2条 法第7条第1項（法第24条第2項及び第43条第2項において準用する場合を含む。）の規定による証明書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 法第7条第2項の規定による許可証の様式は、様式第2号のとおりとする。

(許可申請書等の添付書類)

第3条 省令第7条第1項第12号又は第63条第1項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の登記事項証明書
- (2) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面（以下この条及び第10条において「地図等」という。）の写し
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が工事主である場合は、当該工事主の工事を行うための資力及び信用に関する書類
- (4) 工事施行者の工事を完成するために必要な能力に関する書類
- (5) 擁壁の構造詳細図
- (6) 擁壁の展開図（縮尺50分の1以上のもの）
- (7) 排水流域図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (8) 排水施設縦断面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (9) 防災計画図
- (10) 第5条第3項各号に掲げる盛土をする場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

- (11) 政令第16条第1項の規定により設置する排水施設の流量計算を記載した流量計算書
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 省令第7条第2項第10号又は第63条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 土地の登記事項証明書
 - (2) 地図等の写し
 - (3) 国又は地方公共団体以外の者が工事主である場合は、当該工事主の工事を行うための資力及び信用に関する書類
 - (4) 工事施行者の工事を完成するために必要な能力に関する書類
 - (5) 堆積する土石の断面図（縮尺500分の1以上のもの）
 - (6) 政令第19条第1項第4号の規定により設ける柵その他これに類するものの立面図
 - (7) 政令第19条第1項第5号に規定する措置を講ずるときは、当該措置の内容を示す書類
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 省令第58条第1項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 第1項各号に掲げる書類のうち、同項第1号及び第2号に掲げるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 4 省令第58条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 第2項各号に掲げる書類のうち、同項第1号及び第2号に掲げるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 5 法第17条第1項又は第36条第1項の検査を申請しようとする者は、省令別記様式第9の完了検査申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。
- (1) 工事完了報告書
 - (2) 工事写真（工事施行中及び工事完了時のもの）
 - (3) 試験結果報告書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 6 法第18条第1項又は第37条第1項の検査を申請しようとする者は、省令別記様式第13の中間検査申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。
- (1) 特定工程終了報告書
 - (2) 工事写真（工事施行中及び特定工程終了時のもの）
 - (3) 試験結果報告書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(技術的基準の特例)

第4条 災害の防止上支障がないと認められる土地においては、政令第8条（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による擁壁の設置に代えて、次に掲げる工法による措置をとることができる。

- (1) 間知石空積み工その他の空積み工
- (2) 積苗工
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める工法

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第5条 法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事により盛土又は切土をする地盤については、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 盛土をした土地の部分、切土をした土地の部分又は盛土と切土とを同時にする場合において当該盛土及び切土をした土地の部分に生ずることとなる勾配が10分の1を超える土地（以下この条において「のり」という。）の地表面の上端と下端との垂直距離（以下この号及び次号において「のりの高さ」という。）が5メートルを超える場合は、当該のりの高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
- (2) 盛土をした土地の部分、切土をした土地の部分又は盛土と切土とを同時にする場合において当該盛土及び切土をした土地の部分に生ずることとなるのりの高さが15メートルを超える場合は、当該のりの高さ15メートル以内ごとに幅3メートル以上の大段を設けること。
- (3) 盛土をする前の土地の勾配が10分の1を超え、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定される場合においては、盛土をする前の地盤面に段切りを行い、かつ、盛土の適当な箇所^{（1）}にその高さの5分の1以上の高さの蛇籠^{（2）}堰堤、コンクリート^{（3）}堰堤、枠等を暗渠^{（4）}とともに埋設し、盛土の下端の部分にすべり止めの擁壁を設置すること。

2 前項（同項第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定は、のりの地表面に政令第6条に規定する擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置し、当該のりの地表面を覆う場合には適用しない。

3 第1項の工事により次に掲げる盛土をする場合は、当該盛土をした後の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことにより、その安定が保持されるものであることを確かめなければならない。

- (1) 高さが15メートルを超えるのりを生ずることとなる盛土
- (2) 盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定される盛土
- (3) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土をすることにより、その高さが5メートル以上となる盛土
(設置しなければならない擁壁の前面の根入れ)

第6条 政令第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁（岩盤に接着して設置する場合及び同項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁である場合を除く。以下この条において同じ。）の前面の根入れの深さは、当該擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは当該擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは35センチメートル、1メートルを超えるときは1メートル）以上、その他のものであるときは当該擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは45センチメートル、1メートルを超えるときは1メートル）以上としなければならない。

（排水施設の設置に関する技術的基準）

第7条 政令第16条の規定により設置する排水施設が排除すべき雨水の量の計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 降雨強度については、10分間降雨量20ミリメートル
- (2) 流出係数については、別表の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める係数

（協議の手続）

第8条 法第15条第1項の規定による協議は、法第12条第1項の許可の申請の手続の例により行うものとする。

2 法第34条第1項の規定による協議は、法第30条第1項の許可の申請の手続の例により行うものとする。

3 前2項の協議をしようとする者は、前2項の規定にかかわらず、省令第7条第1項第7号から第9号までに掲げる書類及び同条第2項第5号から第7号までに掲げる書類の提出を要しないものとする。

（届出）

第9条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出をしようとする者は、宅地造

成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画変更届出書（様式第3号）に、省令第7条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる書類のうち宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 法第12条第1項又は第30条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可（法第15条又は第34条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。以下この項において同じ。）を受けた者は、当該許可に係る工事を中止しようとするときは、あらかじめ、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止届出書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 災害防止計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前項の届出をした者は、当該中止した工事を再開しようとするときは、あらかじめ、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開届出書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 災害防止計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可（法第15条又は第34条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。以下この項において同じ。）を受けた者は、当該許可に係る工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の廃止届出書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 災害防止計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可を要しないことの証明書の交付の申請）

第10条 省令第88条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 位置図（縮尺25,000分の1以上のもの）

(2) 土地の登記事項証明書

(3) 地図等の写し

- (4) 土地の平面図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (5) 土地の求積図
- (6) 土地の断面図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (7) 土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
（書類の提出部数）

第11条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及び副本2部とする。ただし、省令別記様式第9、別記様式第11及び別記様式第13の申請書並びにその添付書類にあつては、正本1部及びその写し1部とする。

附 則

この規則は、昭和37年6月1日から施行する。

附 則（昭和38年7月5日規則第74号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年3月31日規則第19号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日規則第24号）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日規則第34号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日規則第53号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日規則第15号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第49号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正)

- 2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年兵庫県規則第58号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成17年3月31日規則第49号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日規則第77号)

この規則は、平成18年9月30日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第10号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定(以下この項において「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。

附 則 (令和5年5月25日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の宅地造成に関する工事等の規制については、第1条の規定による改正後の宅地造成工事等規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則（以下「改正後の宅地造成等工事規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の宅地造成に関する工事の規制については、改正後の宅地造成等工事規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月18日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の宅地造成に関する工事等の規制については、改正後の宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

土地	係数
1 2から4まで以外の土地	1.0
2 放牧場、採草地又は造成緑地	0.8
3 植生の良い自然林又は水田	0.7
4 原野（未利用草地）又は畑	0.6

様式第1号（第2条関係）

(表)

第	号	
身分証明書		
職	氏名	
生年月日	年月日	
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項又は第43条第1項の規定に基づき測量、調査、障害物の伐除若しくは試掘等又は検査を行うため、他人の占有する土地に立ち入る職権を有するものであることを証明する。		
年	月	日
兵庫県知事		印

6 cm

9 cm

(裏)

注意事項

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項又は第43条第1項の規定により測量、調査、障害物の伐除若しくは試掘等又は検査を行うため他人の占有する土地に立ち入るときは、この証明書を携帯しなければならない。
- 2 職権に基づき他人の占有する土地に立ち入る際に、関係人の請求があった場合においては、この証明書を提示しなければならない。
- 3 この証明書は、犯罪捜査のために使用してはならない。

土地の試掘等の許可証

第 号

年 月 日

様

兵庫県知事

印

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第6条第1項の規定により下記の行為を許可する。

記

行為年月日	(午前・午後)	時から
年 月 日	(午前・午後)	時まで
行為場所	兵 庫 県	
	市 郡	町
行為目的		
行為内容		
責任者職氏名		

様式第3号（第9条関係）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画変更届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） —

電子メール

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第2項
第35条第2項 } の規定により、宅地造成、特定盛土等

又は土石の堆積に関する工事の計画の変更を届け出ます。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 変 更 の 内 容 及 び 理 由	
※所 見	

(注意) ※印のある欄は、記入しないでください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....
電 話（ ） —

.....
電子メール

宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則第9条第2項の規定により、下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事を中止しますので届け出ます。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 土地の所在地及び地番	
4 中 止 す る 理 由	
5 中止時の工事の状況及び防災上の措置の内容	

様式第 5 号（第 9 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の再開届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電 話（.....）.....

.....
電子メール.....

宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則第 9 条第 3 項の規定により、下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事を再開しますので届け出ます。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 土地の所在地及び地番	

様式第6号（第9条関係）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の廃止届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電 話（.....）.....

.....
電子メール.....

宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則第9条第4項の規定により、下記の宅地造成等に関する工事を廃止しますので届け出ます。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 土地の所在地及び地番	
4 廃 止 す る 理 由	
5 廃止時の工事の状況及び防災上の措置の内容	

様式第7号（第10条関係）

宅地造成等工事許可不要証明書交付申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、宅地造成 及び特定盛土等規制法 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>第12条第1項</td> </tr> <tr> <td>第16条第1項</td> </tr> <tr> <td>第30条第1項</td> </tr> <tr> <td>第35条第1項</td> </tr> </table> の規定による許可を要しない 旨の証明書の交付を申請します。		第12条第1項	第16条第1項	第30条第1項	第35条第1項	※手数料欄	
第12条第1項							
第16条第1項							
第30条第1項							
第35条第1項							
年 月 日							
兵庫県知事 様							
申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）							
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）							
電 話（ ） —							
電子メール							
1 建築主又は築造主 の住所及び氏名							
2 敷地の地名地番、地 目及び面積	地目						
	面積	平方メートル					
3 区 域	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域						
4 計 画 の 内 容	建築物の建築等・工作物の築造						
5 建築物の用途							
6 建築物等の構造及 び規模							
7 その他必要な事項							
※受付欄	※証明年月日及び番号						
	年 月 日	第	号				
	※備考						

(注意)

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 「3 区域」の欄は、該当する規制区域を○印で囲んでください（複数選択可）。
- 3 「4 計画の内容」の欄は、建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする計画について証明書の交付を申請する場合は建築物の建築等を○印で囲み、工作物の築造をする計画について証明書の交付を申請する場合は工作物の築造を○印で囲んでください。
- 4 「5 建築物の用途」の欄は、建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする計画について証明書の交付を申請する場合のみ記入してください。
- 5 「6 建築物等の構造及び規模」の欄は、建築物の構造、延べ面積（平方メートル）及び高さ（メートル）又は建築物以外の工作物の高さ（メートル）を記入してください。
- 6 「7 その他必要な事項」の欄は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う場合において、当該工事について他の法令による許可、認可等を要するときは、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。